

別表（第6条関係）

| 補助事業者 | 補助対象経費※ | 補助率・補助限度額 |
|---|--|--|
| <p>出店者又は商 工団体等 （第4条の要 件を満たすも の）</p> | <p>補助事業者が支出する以下の経費</p> <p>ア 店舗改装費 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。 （建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。）</p> <p>イ 事業に必要な設備及び備品購入費（注1）店舗内で10万円以上の使用されるものが対象とする。</p> <p>ウ 家賃は最大6か月分とし、交付決定の翌月から当該年度の期間内とする。</p> | <p>【補助率】 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>【補助限度額】 240万円／空き店舗等1件当たり</p> |

（注1）店舗内で10万円以上の使用されるものが対象とする。

※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。